

1. 国の見解について

- 「外国人を県職員として採用することについて」（1949年）昭和24年5月26日（自発546）総理庁自治課長より愛知県知事あて回答）

「一般に外国人を県職員に採用することの可否については、任命権者において判断すべきものと考えられる。外国の国籍を有する者の制限については、国内法上は何ら制限規定はない。」

- 「職員任用上の疑義について」（1952年）昭和27年7月3日（地自公234）地方自治庁公務員課長より京都府知事公室長あて回答）

「地方公務員法その他の国内法に何ら制限規定がないので、原則として差し支えないものと解する」

- 「地方公務員法の疑義について」（1951年）昭和26年8月15日（地自公332）地方自治庁公務員課長より青森県人事委員会あて回答）

外国人は地方公務員法第13条・第19条の「すべての国民」には含まれないかという照会に対して、「お見込みのとおり」（含まれない）と回答

- 地方公務員法（1951年2月13日施行）

- サンフランシスコ条約発効1952年4月28日

- 「日本国籍を喪失した場合の公務員の地位について」（1953年）昭和28年3月25日（法制局一発第29号）内閣法制局第一部長高辻正巳より内閣総理大臣官房総務課長栗山廉平あて回答）

「公務員に関する当然の法理」

「一般にわが国籍の保有がわが国の公務員の就任に必要とされる能力要件である旨の法の明文の規定が存在するわけでは無いが、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は国家意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とするものと解すべきであり、他方においてそれ以外の公務員となるためには、日本国籍を必要としないものと解せられる。」

- 「日本国籍を有しない者の職員の任用について」（1973年）昭和48年5月28日（自治公1-28）自治省公務員第一課長より大阪府総務部長あて回答）

質問1

「地方公務員法上、日本の国籍を有しない者を地方公務員として任用することについて直接の禁止規定は存在しないが、公務員の当然の法理に照らして、地方公務員の職のうち公権力の行使または地方公共団体の意思の形成への参画にたずさわるものについては、日本の国籍を有しない者を任用することはできないと解すべきかどうか」

回答1

「できないものと解する」

質問2

「前問と関連して公権力の行使または地方公共団体の意思の形成への参画にたずさわる職につくことが将来予想される職員の採用試験において、

日本国籍を有しない者にも一般的に受験資格を認めることの適否はどうか。」

回答 2

「適当でない」

○川崎市が消防を除く全職種で国籍条項を撤廃（1996年4月）

○「外国人の地方公務員への任用について」倉田寛之自治大臣談話（1996年）平成8年11月1日

○白川勝彦自治大臣談話（1996年）平成8年11月22日